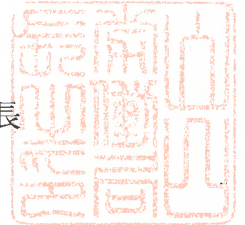




山口労発基 0405 第 2 号  
令和 3 年 4 月 5 日

関係団体の長 殿

山口労働局長



「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令  
等の施行について」等の一部改正について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より労働行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号。以下「告示」という。）については、令和 2 年 7 月 27 日に告示され、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとなっています。また、告示第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の関連通知において、これに該当する者の解釈が示されたところです。

今般、関連通知の一部が改正され、別添のとおり都道府県労働局長あて通知されたところです。

つきましては、貴団体の傘下会員の皆様方に、別添通知の内容を周知いただきたく、御協力を賜りますようお願い申し上げます。



基発 0329 第 3 号  
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の一部改正について

石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号。以下「告示」という。）については、令和 2 年 7 月 27 日に告示されたところであり、令和 5 年 10 月 1 日から施行することとされている。また、告示第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については、令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の関連通知において、これに該当する者の解釈を示したところである。

今般、下記のとおり関連通知の一部を改正したので、その運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 改正内容

告示第 1 条第 2 号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」として、以下の者を追加する。

- (1) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される定性分析に係る合格者
- (2) 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

### 2 改正の対象となる関係通知

- (1) 令和 2 年 8 月 4 日付け基発 0804 第 3 号乃至 6 号及び第 8 号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部を別添 1 のとおり改正する。
- (2) 令和 2 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 10 号「石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」の一部を別添 2 のとおり

改正する。

- (3) 令和2年10月28日付け基発1028第1号「石綿障害予防規則の解説について」別添「石綿障害予防規則の解説」の一部を別添3のとおり改正する。
- (4) 令和3年2月16日付け基安発0216第1号「珪藻土バスマット等に係る石綿含有製品の輸入、譲渡又は提供の禁止の履行確保について」の一部を別添4のとおり改正する。

令和2年8月4日付け基発 0804 第3号乃至6号及び第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1・第2 略</p> <p>第3 細部事項</p> <p>1 略</p> <p>2 関連告示関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 分析調査者告示</p> <p>ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から⑤までに掲げる者であること。</p> <p>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスフェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>第1・第2 略</p> <p>第3 細部事項</p> <p>1 略</p> <p>2 関連告示関係</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 分析調査者告示</p> <p>ア 第1条第2号に規定する「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」は、次の①から④までに掲げる者であること。</p> <p>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランク又は B ランクの認定分析技術者</p> <p>②～④ 略</p> <p>(新設)</p> <p>イ 略</p> <p>(3)・(4) 略</p>

別添2

令和2年9月1日付け基発 0901 第10号「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 厚生労働大臣が定める者（第1条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 告示第1条第2号の「同等以上の技能及び知識を有すると認められる者」は、次のアからオまでに掲げる者であること。</p> <p>ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者</p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスエック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者</p> <p>2～4 略</p>	<p>1 厚生労働大臣が定める者（第1条関係）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 告示第1条第2号の「同等以上の技能及び知識を有すると認められる者」は、次のアからエまでに掲げる者であること。</p> <p>ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者</p> <p>イ～エ 略</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 略</p>

別添3

令和2年10月28日付け基発 1028 第1号「石綿障害予防規則の解説について」 別添「石綿障害予防規則の解説」 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>第1条・第2条</u> 略</p> <p><u>第3条</u> (事前調査及び分析調査)</p>	<p><u>第1条・第2条</u> 略</p> <p><u>第3条</u> (事前調査及び分析調査)</p>

第1項～第5項 略

【令和5年10月1日施行】

6 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

○ 略

ア 略

イ 上記アと同等以上の知識及び技能を有すると認められる以下(ア)から(オ)までに掲げる者

(ア)公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者

(イ)～(エ) 略

(オ)一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロソチック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

○ 略

第7項～第9項 略

第4条～第49条 略

第1項～第5項 略

【令和5年10月1日施行】

6 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない。

○ 略

ア 略

イ 上記アと同等以上の知識及び技能を有すると認められる以下(ア)から(エ)までに掲げる者

(ア)公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者

(イ)～(エ) 略

(新設)

○ 略

第7項～第9項 略

第4条～第49条 略

令和 3 年 2 月 16 日付け基安発 0216 第 1 号「珪藻土バスマット等に係る石綿含有製品の輸入、譲渡又は提供の禁止の履行確保について」 新

旧対照表

改正後	改正前
<p>1 珪藻土製品（珪藻土を主たる材料とするバスマット、コースタ 一、トレー、歯ブラシ立て、傘立て、調湿剤及びこれらの類似品を いう。以下同じ。）を輸入、譲渡又は提供する者は、次に掲げる事 項を実施すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1) の確認の方法は、輸入業者、仕入れ元等から石綿等の使 用の有無に関する証明や成分情報等を入力し確認する方法に加 え、販売者が自ら石綿含有の有無について分析調査を行う方法 があること。確認に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 日本国内で石綿の分析調査を行う場合には、以下の①～⑤ いずれかに該当する者による分析を行うことが望ましいこ と。</p> <p>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分 析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ラ ンクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者</p> <p>②～④ 略</p> <p>⑤ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿 の分析精度確保に係るクロスエック事業」により認定さ</p>	<p>1 珪藻土製品（珪藻土を主たる材料とするバスマット、コースタ 一、トレー、歯ブラシ立て、傘立て、調湿剤及びこれらの類似品を いう。以下同じ。）を輸入、譲渡又は提供する者は、次に掲げる事 項を実施すること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1) の確認の方法は、輸入業者、仕入れ元等から石綿等の使 用の有無に関する証明や成分情報等を入力し確認する方法に加 え、販売者が自ら石綿含有の有無について分析調査を行う方法 があること。確認に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 日本国内で石綿の分析調査を行う場合には、以下の①～④ いずれかに該当する者による分析を行うことが望ましいこ と。</p> <p>① 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分 析技術評価事業」により認定される A ランク又は B ラン クの認定分析技術者</p> <p>②～④ 略</p> <p>(新設)</p>

れる「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び  
程度を判定する分析技術」の合格者

(3) 略

2 略

(3) 略

2 略